	権利の)設定を受ける者			利の設定をす				設定する権利							
番号	氏名又は名称	住 所	市町		生 <u> </u>	地番	現況 地目	面積 m [*]	権利の種類	内 容	始 期 年.月.日	終 期 年.月.日	存続期間	借 賃 (/10a)	借賃の支払の方法	
1	株式会社 みのり農園	滋賀県東近江市	愛荘町	松尾寺	岡寺	1781	H	1,586	賃借権	水田	R6.6.1	R21.5.31	15年	5,000円	指定の口座から毎年11 月15日に引落し	
2	株式会社 みのり農園	滋賀県東近江市	愛荘町	松尾寺	岡寺	1782	田	1,797	賃借権	水田	R6.6.1	R21.5.31	15年		指定の口座から毎年11 月15日に引落し	
3	株式会社 カネク	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	沖	北新海	609	田	3,370	賃借権	水田	R6.6.1	R16.5.31	10年		指定の口座から毎年11 月15日に引落し	
4	株式会社 カネク	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	沖	北新海	610	田	1,973	賃借権	水田	R6.6.1	R16.5.31	10年		指定の口座から毎年11 月15日に引落し	
5	株式会社 カネク	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	香之庄	谷	1442	田	2,843	賃借権	水田	R6.6.1	R16.5.31	10年		指定の口座から毎年11 月15日に引落し	
6	株式会社 カネク	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	香之庄	谷	1444	田	1,716	賃借権	水田	R6.6.1	R16.5.31	10年	2,000円	指定の口座から毎年11 月15日に引落し	
7	株式会社 カネク	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	香之庄	谷	1445	田	833	賃借権	水田	R6.6.1	R16.5.31	10年	2,000円	月10日に51洛し	
8	株式会社 カネク	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	香之庄	谷	1446	田	1,622	賃借権	水田	R6.6.1	R16.5.31	10年		指定の口座から毎年11 月15日に引落し	
9	農事組合法人 東出 ファーム	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	東出	雲近	14	田	2,130	賃借権	水田	R6.6.1	R16.5.31	10年		指定の口座から毎年11 月15日に引落し	
10	農事組合法人 東出 ファーム	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	東出	軽野田	352	田	2,293	賃借権	水田	R6.6.1	R16.5.31	10年	1,000円	指定の口座から毎年11 月15日に引落し	
11	農事組合法人 東出 ファーム	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	東出	軽野田	353	田	1,261	賃借権	水田	R6.6.1	R16.5.31	10年	1,000円	指定の口座から毎年11 月15日に引落し	
12	農事組合法人 東出 ファーム	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	東出	軽野田	428	田	1,054	賃借権	水田	R6.6.1	R16.5.31	10年		指定の口座から毎年11 月15日に引落し	
13	農事組合法人 東出 ファーム	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	東出	塚町	89-3	田	887	賃借権	水田	R6.6.1	R16.5.31	10年	1,000円	指定の口座から毎年11 月15日に引落し	
14	みのり農産愛荘 株式 会社	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	石橋	島田	970	田	1,132	賃借権	水田	R6.6.1	R16.5.31	10年	7,000円	指定の口座から毎年11 月15日に引落し	
15	みのり農産愛荘 株式 会社	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	長野	下田	1246	田	1,252	使用貸借権	水田	R6.6.1	R9.12.31	3年7ヶ月	_	-	
16	みのり農産愛荘 株式 会社	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	長野	下藏人	1610-1	田	1,378	使用貸借権	水田	R6.6.1	R9.12.31	3年7ヶ月	-	-	
17	みのり農産愛荘 株式 会社	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	長野	笠海道	2087-1	田	832	使用貸借権	水田	R6.6.1	R9.12.31	3年7ヶ月	_	-	
18	みのり農産愛荘 株式 会社	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	長野	古大門	2000-1	田	1,987	使用貸借権	水田	R6.6.1	R9.12.31	3年7ヶ月	-	-	
19	みのり農産愛荘 株式 会社	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	長野	西住	1814	田	707	使用貸借権	水田	R6.6.1	R9.12.31	3年7ヶ月	-	-	
20	みのり農産愛荘 株式 会社	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	長野	尊坊	1989-1	田	1,696	使用貸借権	水田	R6.6.1	R9.12.31	3年7ヶ月	-	-	
21	門田 昌敏	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	下八木	栗田代	35-1	田	261	使用貸借権	水田	R6.6.1	R8.12.31	2年7ヶ月	_	-	
22	門田 昌敏	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	下八木	結田	139-2	田	544	使用貸借権	水田	R6.6.1	R8.12.31	2年7ヶ月	-	-	
23	門田 昌敏	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	下八木	結田	149	田	836	使用貸借権	水田	R6.6.1	R8.12.31	2年7ヶ月	-	-	
24	門田 昌敏	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	下八木	今若町	203	田	3,197	使用貸借権	水田	R6.6.1	R8.12.31	2年7ヶ月	-	-	
25	門田 昌敏	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	下八木	三反地	22	田	2,300	賃借権	水田	R6.6.1	R10.12.31	4年7ヶ月	7,000円	指定の口座から毎年11 月15日に引落し	
26	門田 昌敏	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	下八木	南荘堺	212	田	2,603	使用貸借権	水田	R6.6.1	R8.12.31	2年7ヶ月	-	-	
27	門田 昌敏	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	下八木	南八反田	11	田	1,628	賃借権	水田	R6.6.1	R10.12.31	4年7ヶ月		指定の口座から毎年11 月15日に引落し	
28	門田 昌敏	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	下八木	南八反田	18	田	600	賃借権	水田	R6.6.1	R13.12.31	7年7ヶ月	1,000円	指定の口座から毎年11 月15日に引落し	

	権利の設定を受ける者			設定する権利											
番号	氏名又は名称	住 所	市町	所 i 大字	生 字	地番	現況 地目	面積 m [*]	権利の種類	内 容	始 期 年.月.日	終 期 年.月.日	存続期間	借 賃 (/10a)	借賃の支払の方法
29	門田 昌敏	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	下八木	南八反田	19-2	田	420	賃借権	水田	R6.6.1	R13.12.31	7年7ヶ月	1,000円	指定の口座から毎年11 月15日に引落し
30	門田 昌敏	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	島川	一ノ川取	204-1	田	383	使用貸借権	水田	R6.6.1	R8.12.31	2年7ヶ月	-	-
31	門田 昌敏	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	島川	三ノ坪	263-2	田	1,097	使用貸借権	水田	R6.6.1	R11.12.31	5年7ヶ月	-	-
32	門田 昌敏	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	島川	三ノ坪	264-2	田	1,081	使用貸借権	水田	R6.6.1	R11.12.31	5年7ヶ月	-	-
33	門田 昌敏	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	目加田	四方木	1	田	274	使用貸借権	水田	R6.6.1	R8.12.31	2年7ヶ月	-	-
34	門田 昌敏	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	目加田	四方木	2	田	451	使用貸借権	水田	R6.6.1	R8.12.31	2年7ヶ月	-	-
35	門田 昌敏	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	目加田	四方木	2438	田	1,247	使用貸借権	水田	R6.6.1	R8.12.31	2年7ヶ月	-	-
36	門田 昌敏	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	目加田	四方木	2472	田	1,200	賃借権	水田	R6.6.1	R10.12.31	4年7ヶ月	6,000円	指定の口座から毎年11 月15日に引落し
37	株式会社 北川ファーム	滋賀県犬上郡豊郷町	愛荘町	松尾寺	前良	1366	田	2,042	賃借権	水田	R6.6.1	R16.5.31	10年	4,000円	指定の口座から毎年11 月15日に引落し
38	株式会社 北川ファーム	滋賀県犬上郡豊郷町	愛荘町	松尾寺	前良	1385	田	1,772	使用貸借権	水田	R6.6.1	R16.5.31	10年	-	-

※公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「法」という。)第18条第7項の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところにより賃借権の設定等を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するとき、又は農地法(昭和27年法律第229号)第6条の2第2項の規定による通知を受けたときは、知事の承認を受けて、農用地等に係る賃貸借又は使用貸借の解除をすることができる。

- 1 当該農用地等を適正に利用していないと認めるとき
- 2 当該農作業を適正に行っていないと認めるとき
- 3 正当な理由がなくて法第21条第1項の規定による報告をしないとき